

名古屋の寺院に関する

木版資料について(十二)

川口 高風

の積頭正が安永八年(一七七九)四月六日夜の出火によって焼失した本堂の再建を願った勸化帳。

四、辨才尊天略縁記

寛政三年(一七九一)正月に円通寺(熱田区神宮)の執事が記したもので、円通寺に安置されている辨才天は、弘法大師が京都の東寺で彫刻したもので、それが浄土宗の僧に譲られ、末流の龍空上人まで五代相承された。そこで、長年の志願であった辨才天堂建立のため、その寄附を願う略縁記である。

一、名古屋福泉寺勸化帳

名古屋三十三カ所順礼観音の第六番の札所である福泉寺(中区錦)の勸化帳である。元文二年(一七三七)七月に、住持の体真が百八の燈明供養のための万人講に施入を願ったものである。

二、萬人講興立旨趣

明和三年(一七六六)二月、照遠寺(東区東桜)の日純が来る明和八年の日蓮五百回忌に備え、五年間構銭を集めて大法会を勤修する旨を述べたものである。

三、御堂再建志

寛政元年(一七八九)三月に、聖徳寺(現在、天白区八事山)

名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

五、熱田誓願寺弥陀堂并諸伽藍再建勸化帳序

享和三年(一八〇三)六月に、誓願寺(熱田区白鳥)の弥陀堂と諸伽藍などを再建するための勸化帳序文である。開山日秀善光尼上人の略伝や頼朝公誕生の地であることが記されている。

六、尾陽四體之靈像読経祖師略縁起

文化五年(一八〇八)五月、大曾根の本覚寺(東区徳川)の日潤が、奉安されている日法聖人直作の祖師影像及び自作の尊像の縁起を記したものである。

七、名古屋大須北野山真福寺五重造塔勸化牒

文化十二年(一八一五)正月に記された大須観音真福寺宝生院(中区大須)の五重塔を造立するための勸化牒序文。

八、五重大塔地形納経石経勸化牒

文化十二年（一八一五）三月に記された大須観音真福寺宝生院（中区大須）の五重塔の地形中へ、石に法華経を書写した石経を納めることの勸化牒の序文。

九、放生慈訓

寺院の境内に放生池を構えることは放生の方便にもなるとして、魚鳥などの放生の教えを説く。文化十三年（一八一六）に尾張で刊行されたが、「蔵板」の上に各寺院名を入れるものと思われる。また、末尾の絵から尾張の勲章堂（現在、未詳）が著わしたものである。

十、弘法大師第十五番札所東界寺茶所造立勸化牒

東界寺（東区出来町）に巡拝のための茶所を建立することとなり、その勸化牒で、文政三年（一八二〇）三月に大師講中より出された。

十一、宗祖五百五十遠忌報恩講

文政四年（一八二二）が日蓮の五百五十回忌にあたり、三月八日より十七日までの十日間、法花経千部音楽児大法会を勤修するため、前年の文政三年五月に照遠寺（東区東桜）の日諦が記したもので、経費の予算額や宝塔を造立する願いなどが記されている。

十二、宝篋印塔化簿

照運寺（中区東桜）の前に、古山慧周禅尼は深く信じた宝篋印塔の建立を発願したが、十方施主の浄財を募って完成しようとする勸化帳の序文。文政三年（一八二〇）夏の末に照運寺の全牛が記した。

十三、尾州東輪寺大仏造立帳

東輪寺（中区松原）に大仏造立の寄進を願うもので、文政三年（一八二〇）七月に出された。

十四、頼母子講仕様帳

文政五年（一八二二）正月に記された栄龍寺の頼母子講の仕様帳である。栄龍寺は栄立寺（熱田区神宮）かと思われるが、尾張の栄龍寺であるかは未詳である。ただ、尾張寺院の木版刷の略縁起とともにあったところから、尾張寺院より刊行されたものとみられる。

十五、熱田神宮寺学頭木津山医王院勸進牒

文政八年（一八二五）四月に熱田神宮寺学頭の木津山医王院より出された勸進牒で、尾張藩の御祈願所となり、殿堂造営のために浄財寄附を願っている。

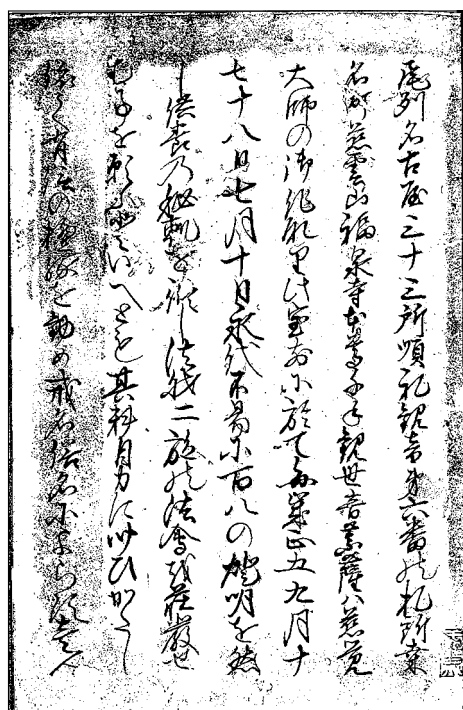
十六、稻生村安性寺頼母子講小割書

天保四年（一八三三）正月に安性寺（西区稲生町）より出されたものである。檀家がないため寺の相続が難しいところから、祈禱檀家に頼んで頼母子講を結び、助勢を願ったものの小割書である。

十七、大随求明王由来記

天保六年（一八三五）に八事山興正寺（昭和区八事本町）より印施された大随求明王の功德が説かれた由来記である。拙稿「名古屋の寺院に関する木版資料について」（五）の「一、永代護摩供募縁記」と前半部分が同じである。

一、名古屋福泉寺勸化帳



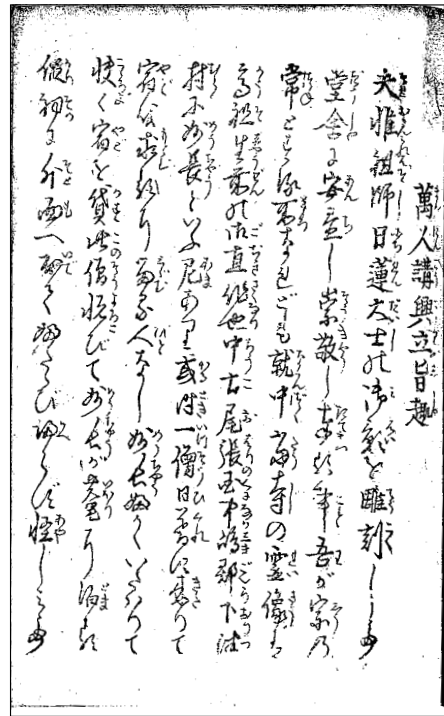
尾州名古屋三十三所順礼観音第六番の札所桑名町慈雲山福泉寺本尊千手観音菩薩は、慈覚大師の御作なり。此宝前に於て、毎歳正五九月十七、十八日、七月十日、永代不易に百八の燈明を然し供養の秘軌を修し、法財二施の法会を莊嚴せむ事を願ふといへとも、其料自力に叶ひかたし。依之有信の檀縁を勧め、戒名俗名によらす。壹人分六錢の万人講衆を集

め、猶又一二錢に限らす志の施入を受けて、其助縁を以て予が志願を満足せんと欲す。抑燈明は、六種供具の中には智恵の表示にして、無明の迷闇を破し仏果菩提を成する基なり。誠なる哉。釈迦如来在世のむかし、阿闍世主一萬の燈明を然し供養し給ふ時、壹人の貧女此功德を感喜し結縁せんと欲して、纔二錢を得て油を求め一燈を然して供養す。夜已に明て万燈は消るといへども、貧女の一燈赫々たり。目連尊者神力を以滅すといへとも猶およはす。光明熾然として三千世界を照せり。其時釈尊貧女至誠心の致す處、万燈の徳より一燈の功勝れたる故に、未來感化の記を授給ふ事經文顕然たり。若示は信心歡喜し、多少に限らず施入して燈明会の法式莊嚴円〇せしめ給はゞ、観音妙智の力三毒七難の障を滅し、二世安樂の望を満せん事、豈誰か是を疑はしや。右施入講衆、其姓名一冊にしるし、法会ことに宝前に於て祈願せしめ所願成就せんと云尔。

元文二巳年七月

住持沙門體真敬白

二、萬人講興立旨趣



萬人講興立旨趣

夫惟祖師日蓮大士の御影を雕刻して堂舎に安置し崇敬し奉る事、吾が宗の常とする所なれども、就中當寺の靈像は高祖生前の御直作也。中古尾張國中嶋郡下津村に妙長といふ尼あり。或時、一僧日暮に來りて宿を求るに留る人なし。妙長ふかくいたはりて快く宿を貸。此僧悦びて妙長が菴に泊る。假

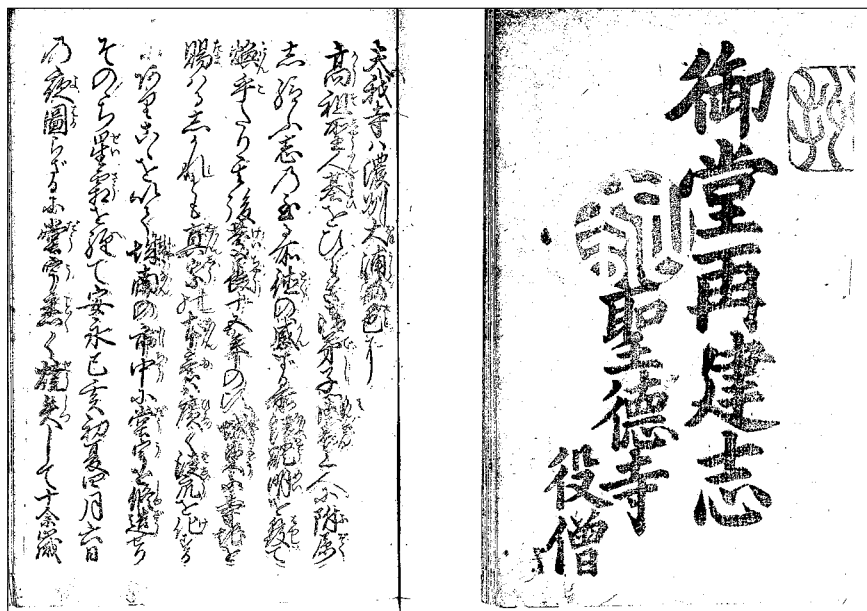
初に外面へ出てふたゝび帰らず。怪しみて尋れども往方を不知。跡に行脚の笈を貽す。其中に此靈像を蔵。是即蓮祖の御影なれば、最前の旅僧は祖師の化現なるべしと。妙長随喜感嘆して持仏堂に移し奉り、頓て一字を建立して妙長寺と名付く。たまゝ火災に遭時は、御影みづから飛たまひて樹下に安穩なり。盜賊奪ふて往けば、竟夜堂を遶りて去事を不得。其外靈驗記すに違あらず。諸人の祈願を感応まします事、響の声に応ずるがごとし。其後、清須に遷り名古屋に転じ、妙長を山号となして照遠寺と称す。されば世上に神仏の徳をもてはやす事一旦にして、其賑ひ程なく止め。唯此尊像のみ春過、夏蘭秋暮冬來れとも、驗応あらたにして古今間断なし。此故に晨には星をいただき、昏には晚鐘過る迄口參詣の男女踵を繼、風雨寒暑の厭なく百度千度の祈願人往来櫛の齒を挽に似たり。是併願望成就の證なり。御妙判に曰、云事後に合へばこそ人を信ずれ、斯只書置なほこそ未来の人も智ありとは知るべけれ。乃至吾身輕けれども、法は重ければ、かならず弘まるへし。法華經弘まるならば、屍却て重かるへし。屍重くなるならば、此かばねには利生あるべし。利生あるなら

ば、今の八幡大菩薩といはるるやうに祝ふべしと云々。□思ふに、當寺の尊像は此御書のおもむぎに符合せり。宗門の面々はいふに不及、他宗□法の輩迄渴仰の首を傾けて帰依の誠を竭す。然に御兼作、文永十年癸酉の歳より相伝り、星霜やうやく相積り、来る卯の年に至て既に五百年におよへり。竊に案するに、我か身をはしめ老人の男女は元祖御入滅の五百遠忌に値遇せん事はかりがたし。予幸に現住たりねんずらく、来る卯の年報恩のため大衆を集め妙法華經を誦誦し法味にさゝけん事を希ふ。雖尔元來、貧匱にして自力に叶かたし。因茲今度自他篤信の檀越をすゝめ、當戊の春より寅の冬まで五箇年の間、其の構中々々に構錢を集め、此の積□への助力をもつて、来る卯の春大法会を勤修せん事を稀者也。伏願は長幼男女の隔なく、貴賤賢愚の差別なく、異躰同心に志をはげみ、不背の大願を満せしめ給へと云爾。南無妙法蓮華經。

明和三歳丙戌仲春吉辰

妙長山照遠寺 現住日純敬誌

三、御堂再建志



御堂再建志

聖徳寺

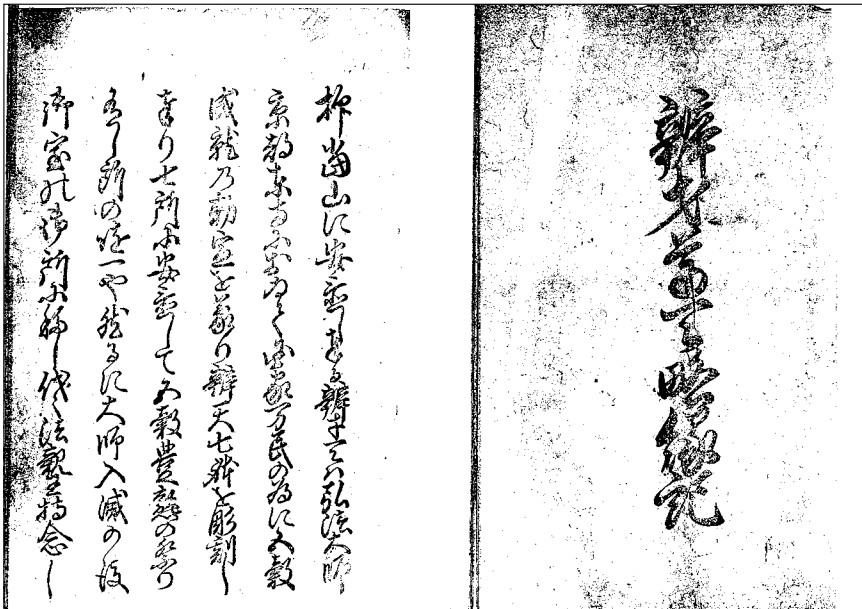
役僧

夫我寺は、濃州大浦□巴に、高祖聖人基をひらき、御弟子関善上人に附属し給ふ志の至る所、徳の感ずる所□燈明を發て煥乎たり。其後慶長十五年の頃、城東に寺地を賜はる。しかれとも真宗の本意は広く徒衆を化するにあり。こゝを以て、城南の市中に堂宇を修造せり。その、ち星霜を経て、安永己亥初夏四月六日の夜、凶らざるに堂宇悉く焼失して、十余歳寒暑を経たり。仏祖の尊像仮家に安置するも歎かしく、今度本堂再建の志あれとも檀力薄く、志願難成就に付、有縁の方へ信施の助力こひねがふ而已。

寛政元年己酉春三月

聖徳教寺現住釈願正謹募化

四、辨才尊天略縁記



辨才尊天略縁記

抑當山に安置し奉る辨才天は、弘法大師京都東寺におゐて国家万民の為に五穀成就の勅宣を蒙り、辨天七軀を彫刻し奉り、七所に安置して五穀豊熟の祭り有し所の随一也。然るに大師入滅の後、御室の御所に移し、代々法親王持念し給ふ處ゆへ有て、浄土宗の僧へ御譲り有りければ、其末流の法子龍空上人と云へる法子迄五代相承し給ふ處、彼の上人或時當寺の古跡なるを感じ、此境宜辨天鎮座の靈地なりと贈られける。誠に世間に類ひまれなる尊像也。仍て一度結縁の輩、男子は智恵福德を得、女人は衆人愛敬安産の護念を蒙り、共に現當二世安樂の好因ならんと云ふ者也。

熱田

寛政三年亥正月

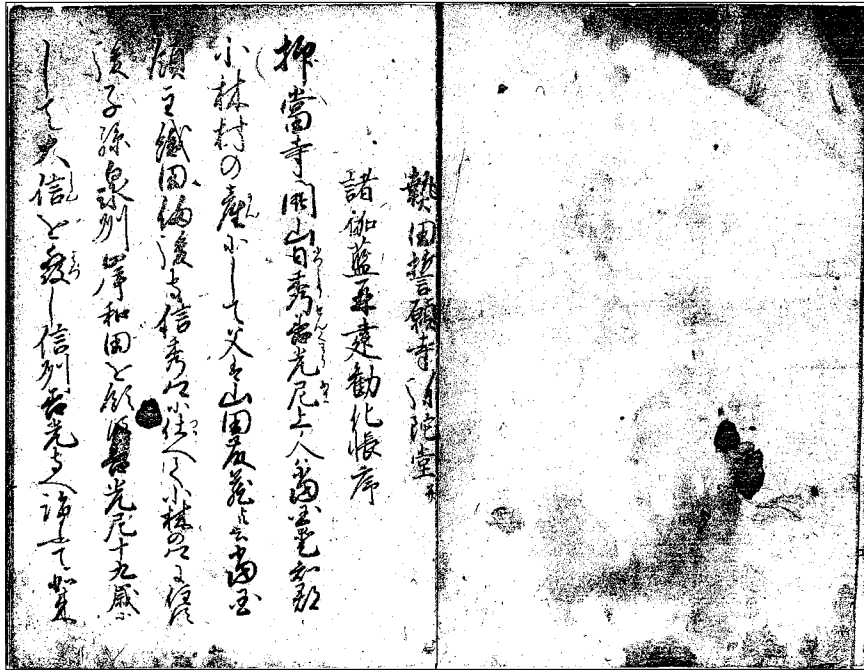
円通寺

執事

今般、右辨才天堂建立し奉り度、年来の志願により往古よりの縁記を書拔、信仰の人の為に是を弘む。願所は諸人志しを

募り、亘敷御寄附被成下、右堂建立成就せしめん事を祈る者也。

五、熱田誓願寺弥陀堂并諸伽藍再建勸化帳序



名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

勸化帳

誓願寺

熱田

熱田誓願寺弥陀堂并諸伽藍再建勸化帳序

抑當寺開山日秀善光尼上人は、當國愛知郡小林村の産にして、父は山田藤藏と云、當國領主織田備後守信秀卿に仕へて、小林の郷に住す後、子孫泉州岸和田を領す。善光尼十九歳にして大信を發し、信州善光寺へ詣ふて如来の宝前にして授戒剃髮し、彼寺の号をとりて善光と名付、古郷に帰り仏の教にしたかひて、後世菩提をいとなみ給ふ。熱田大神宮を信し、參籠し奉りある夜の夢に、神宮の西機綾村の辺に鎌倉の右大將頼朝公誕生の地有。此勝地をしめて御堂を建、また同郡山崎の郷に熊野の神社あり。此宮の神木の楠を以て、無量寿仏の尊像を刻み安置し奉り、天下國家の安全を祈り、衆生成仏の道を願ふへしと神宮の告あり。善光尼寄異の思をなし、此夢の御告を國の太守信秀卿に達しければ、則奉行職に仰ありて、彼靈木を給ひぬ。善光尼、享祿二丑のとし、大仏師を招き弥陀の尊像を作り奉る。国主并に十方に告て御堂を建立し

仏像を安置せり。善光尼道心いよく堅固にして、勤行日に精進す。故に貴賤共に善光尼を仰ぎ、其徳四方に聞ゆ。元龜元年権右中辨真政朝臣の執奏によりて、善光尼上人に任し奉り、上人徳行世に尊く、都鄙に其名をみてり。天子風龍顔を□□□代々の將軍家にまみへ、九十六の齡を持ち、誠に希有の念仏の行者なりけり。上人在世の時は、東照神君未御幼年時なり。事故ありて熱田の郷土加藤凶書助の家にし、時、信秀卿御内意により、常に御座所近く伺ひ奉り、御したしみを蒙り信秀卿よりまいらせ□□品ども持参り指上なんどし三とせあまり、御愛育し奉り侍りぬ。其後々のあまし所へもまゐのほり、君の容顔を伺ひ人となし給ひて後は、御恵も深く上人数年の節儀を御感し思召、熱田にゐまし給ふ節の御事思召出され給ひて、度々難有き御心はへなんともおはしましき、また、永禄庚申のとの頃の頃かとお織田信長の卿より、神君に御和睦の御内意ありければ、上人あつかひまひらせて其事としのはせ給ひけり。都合三十八年程を経たり。二世照山上人も神君御内分の御事なんと仰ごと蒙りにけり。しかあれば萬の政をきこしめして、朝日の豊さかのぼるごとく

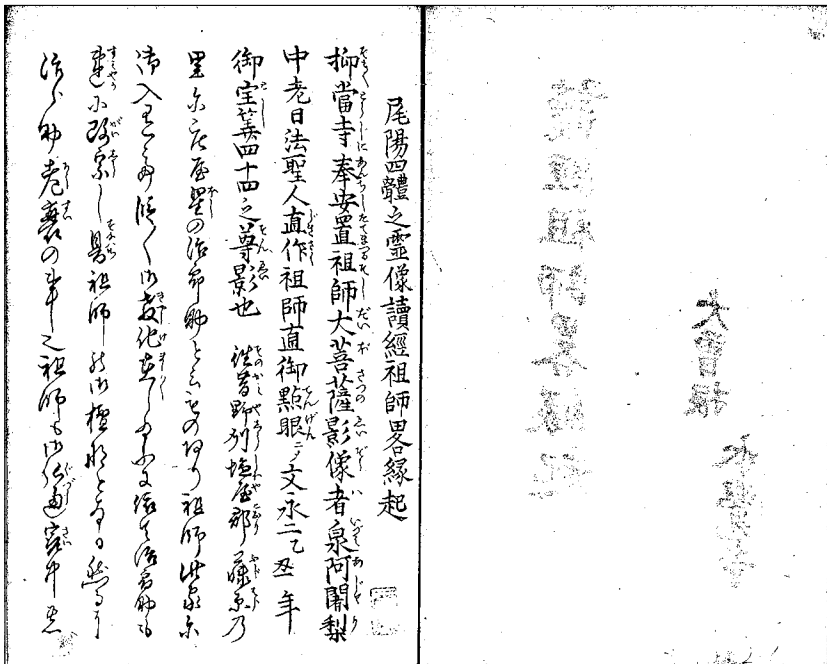
栄へさせ給へは、台徳院殿にも御懇に思召給ひて、いとも有かたき御言葉をも下し給ひ、厚き御恵にて御寄附のものなんと多に下し給ひぬ。其後、當国御代々の御君よりも、厚き御恵もて諸堂之修理なんどせさせ給ひ、御代々の將軍家よりも格別之台命ありけり。むかしより今に至迄、當国の君より代々の住持禁裏参内をせさせ給ひ、龍顔を拝し、公義の御目見なんども仰付ありけり。其御恵の有かたさに、常に国家安全、御武運御長久を祈り奉るなり。然るに星霜ふるに随て、弥陀堂を初め諸伽藍至て大破に及び、尊像もすてに雨露に漏なんとし給ひ、かなしひの涙は衣の袖をぬらしせんすへな□国聴に達し奉りければ、上よりも御寄附成し給ひ及御家中を始として、御領分中寺社町を一等御支配篇より御声懸り、勅化の御免を蒙り縁由を十方に告、貴賤道俗喜捨淨財を頼み、本堂諸伽藍再建の志願を果んとす。吾聞破笠を仏頂の上に安し、因縁会遇して、ついに勝果を得たりと。況や仏世尊のために、再読誦の福行を其中に修するにおゐてをや。只願くは各丹誠拙て再建成就せは、なんの勝因茲にしかんや。

享和三癸亥年六月

熱田

妙光山誓願寺

六、尾陽四體之靈像読経祖師略縁起



読経祖師略縁起

大曾根

本覚寺

尾陽四體之靈像読経祖師略縁起

抑當寺奉安置祖師大菩薩影像是、泉阿闍梨中老日法聖人直作祖師直御点眼にして、文永二^乙年御宝算四十四之尊影也。

往昔野州塩屋郡藤原の里に、庄屋星の治郎助と云ものあり。

祖師此家に御入有て、段々御教化在し給ふに、依て治郎助も速に改宗し、則祖師の御檀那となる。然るに治郎助老衰の事也。祖師も御弘通最中の御事なれば、御別申上なばいかげせんと力なき様申上げれば、祖師も勞敷思召、直に四本の幡を御認遊し日法、他の影像に日蓮魂入なしやとて授給ふ。治郎助ありかたく頂戴常にひそしす。其後、大洪水有て、惜哉御はた尊像とも流し失ふ。同三年寅の春、日法上人宇津の宮へ行たまふに、片山の洞に幽に法花経読誦の音声あり。怪敷おもひ立より見給ふに、自作の尊像治郎助へ授給ふ木地の像なり。時なり、妙成哉。自然と此尊像を得たる事の不思議也と

直様守護し帰り、松葉が谷の御庵室に置給ふ。然るに文永

八^辛九月十二日御難の時、また紛失せり。誠に明玉光得時

と、頭は承応元辰年、萱津妙勝寺歴代日惠聖人、當国馬嶋村

通行し給ふに、大智坊露元の宅に法花経読誦の音声あり。依

て日惠上人大智坊宅に入、主し露元に此よしを語るに、主し

もふしんに思ひ家内を尋るに、天井の鬼門に古き木像玉眼を

照座し給ふ。是を見奉るに、法華宗の祖師大士の像なり。露

元寄異の思ひをなし、俗家に置奉る事恐れありとて、日惠聖

人に進上す。其後、本山の僧正是を押し給ひて、是はむか

し、松葉が谷にて失せ給ふ日法上人直作の尊像也と究めたま

ふ誠也。獨在^二空閑處^一、寂寞無^二人声^一、読誦^二此經典^一之金言符

合せり。此靈像を礼拝の輩は祖師大菩薩の御在世の思ひをな

し奉るべし。尔あらずんば、現益も有ましきもの也。蓋其一

二を挙て信を生せしめん。承応辰のとし、夏秋に至るまで大

早魃にて諸民これを患んものなし。諸寺諸社へ雨を祈るとい

へとも、その験し少しもなし。此時大智坊発起し、田□と共

に日惠聖人のもとに行、雨の祈りを願ふ。仍之枇杷嶋の下河

辺と云所に清檀を莊嚴、宗祖大士を本尊として題目のはたに

八大龍神を勧請し、薄板に妙咒文を書いて川へ投、陀羅尼品を祈誦するに、東方一天忽ちかき曇り、雨両度車軸を流が如し。尔時露元はじめ田□の面々、遠近の人々悦ひ限なく祖師の御利益恐入恭敬礼拝喝仰し、地にひれふして信を催す。此外祈願立願病悩平愈其教をしらす。例せば昔時、鎌倉極楽寺良観坊雨を祈る事一七日、乃至廿一日祈るに其験し露計もなく、此時宗祖大士靈山が崎に立出給ひ、妙経咒文題目を唱へ等、雨法雨を祈り給ふに、忽ち澍大雨を上下万民日蓮唯人にあらず敬信せざるはなし。誠に末法利益の大導師妙咒威神の力也。嗚呼大哉、大聖無窮之作、非_レ所_二凡測_一、都て日法聖人の作、祖師直御開眼之像是多しといへとも、就_レ中この尊像は宗祖大士御魂を依託して点眼有しとぞ。能衆生の闇を滅したまふ事、日月の光明の如し。然時に日恵上人、寛文午のとし當所坂上に唱妙山本法寺を建立し、此尊像を安置す。然るに故有て、日恵上人関東へ趣て、其跡へ日相といへる僧来りて、祖師の宝前に誦経す。暫し睡る山地に有しが、御厨子の内に御経誦の御声あり。また夢現の如く、日相に告給ふ様は汝し急ぎ坂を下りて我を安置すべしと聞ゆと。ひとしくゆ

名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

めこち覚て坂を下りて見るに、幸ひ此地安静なり。急ぎ引移り照瑞山本覚寺と改給て、祖師の尊像を奉安置誠也。靈像の誦経は生身の大菩薩にして、現益の肆き事可_レ比_レ他郡。若人介□にも生疑、則法を疑ふ罪にも同ずる事可_レ慎可_レ恐信ずへきなり。此尊像を彫刻より當辰年まで、凡五百四十四年也。誠に経王首題弘通の金言は、後五百歳中広宣流布松の千とせの幾世経て、御代万代の護国経常に妙なる御経の御声を直に信唱し、誦経の祖師と奉_レ仰者也。と略して古き縁起を記し弘而已。

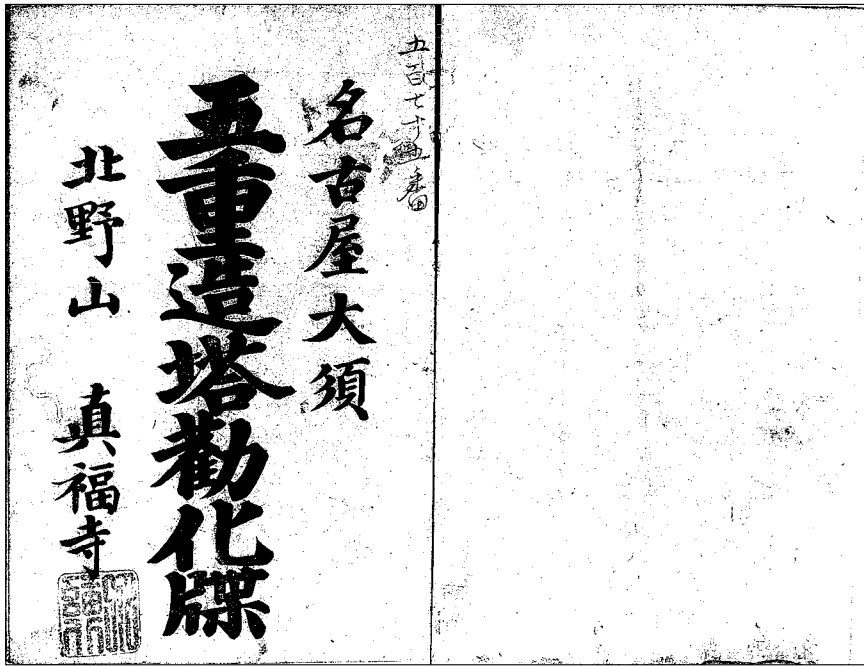
皆

大曾根本覚寺現住

文化五_{戊辰} 五月吉祥日

日潤謹誌

七、名古屋大須北野山真福寺五重造塔勸化牒



名古屋大須

五重造塔勸化牒

北野山 真福寺

抑當山は、人皇八十二代 後鳥羽院の御宇、建久年中の草創にて、人皇九十四代文保年中、能信上人開山たり。其後南朝正平五年、後醍醐天皇の勅願所に命ぜられ、相続て 後村上天皇勅命有て、津国四天王寺の安置仏、伊勢大神宮の御告に依て、弘法大師の御直作ありし正観音を、當寺に移し給ひ、伏見院第二の皇子を當山第三世の御住職とせさせ給ひて、即二品任倫親王と仰ぎ奉り、美濃國中嶋郡桑原輪中、長岡庄内大須郷にて、七堂伽藍の大利なりし。彼地は木曾の長流と長良川と両大河の中に挟まれて、折々に大水の難繁く、堂塔破壊に及ぶといへとも、再修相続及ぶべき地にあらねばとて、昔日慶長十七年、君命により今の尾張名古屋の城南にうつしてより以来、凡二百餘年の星霜を経て参拝の群集日にまし、繁榮の靈場とはなりぬ。往昔美濃の大須にありし時の五重大塔中の御仏、弘法大師の御作愛染明王の尊像、今の護摩所に安置し奉りたるを幸に、時なる哉、今度大塔再建せん

ことは、去秋比より奇特懇志のやから、頻に競ひ催さるといへども、五重大塔と申ては大騒なる事にて、中々自力に及ぶべくもあらねば、十方有信の檀越を勧進して、一銭半錢の助成をたのみ、大塔再建速成を希ふなり。夫れば、塔といふ事は天竺国の言葉にして唐土にては功德聚と称ふ。其意は、造塔の者は勿論、塔を拜する輩、又塔にあたりたる風にふれ、塔にかゝりたる雨に潤されて、人民及び禽獸蟲魚にいたるまで、浄土善所に生を得るといふ。廣大無辺の大功德の集かさなる形を以て、功德聚とは申なり。因茲天竺国阿育大王を始として、和漢の聖主世々の国王等の造塔供養ありし事、あげてかぞふべからず。如此世に有がたきたしかなる由縁のあるなれば、若厚志の輩、先祖供養のため亡者の為などに放財し給はゞ。其志の戒名を記し、塔中に納め置、永代回向あるべき也。しかる時は、各々施財の功力によつて、現世にては愛敬を得て家業繁栄し、未来は業障滅除して、速に善所に往生せん事、何の疑かあらんや。

文化十二乙亥年正月穀日

八、五重大塔地形納経石経勸化牒

五重大塔地形納経

石経勸化牒

大須北野山真福寺

今度當寺山内において、往昔七堂伽藍の由縁を以て五重大塔再建
催立るより、必来寄進の面々日、相違の移そ、不目以再建厥就
 かくん、全く法流繁榮は、何事方喜見ふらん、云々又
 大塔造立の地形中に諸人ふすめて石経と納んと、佛立の殊め之
 いと殊勝なり也。又法華經書写の大功徳、善業を極隆、不可思議
 ありと、聖唐土隋の文帝てつゝ黄金の妙文を、善字の、亦世摩の
 先の養主と殿と照せり、とんか、とんか、とんか、とんか、とんか、とんか、
 かん事と、又層候の殊、厚く、動く事と、つゝ、志、かん、事、と、
 書、つゝ、女、字、と、濃、事、と、二、字、より、又、字、十、字、乃至、百、或、百、

五重大塔地形納経

石経勸化牒

大須北野山真福寺

今度、當寺山内において、往昔七堂伽藍の由縁を以て五重大塔再建催立有しより以来、寄進の面々日々相進の趣にては、

不日に再建成就なるべく、全く法流繁栄のしるし、何事か万

喜是にしかんや。爰に又大塔造立の地形中に諸人にすゝめて

石経を納んことを存立の族有_レ之。いと殊勝の至也。夫法華

経書写の大功德は、寿量無極辺際不可思議なりとかや。唐土

隋の文帝てづから黄金の妙文を書写し給ふに、紫摩の光明麗

に玉殿を照せしとなん。かゝる事を結縁の始として写経石を

納給はん事を。又厚信の族に広く勸る事とはなりぬ。志あら

ん輩えは経文を書わけ手本文字を渡し可申也。一二字より五

字十字、乃至百式百字と限らず、石をきよらにして、一石に

一字充相認、同文字十石に十字認るを先限とさだめ、一石一

錢當の供養料を相添られ、山内寄進会所帳場え向上納あら

ば、必定地形中に可_レ相納事也。然時は猶又地形早業なるべ

く、是如何なる宿縁にて、多幸無二の善根を植らるゝの時節ぞや。只各不思議の思ひを廻らされ、先亡菩提のため現世の大祈祷にも相當。又石は万世不朽の物なれば、信心徹當して石経書写し納給はんには、未來永々踏迷ふ闇路はなれて、明らかな善所にしかと至るべく、手引石とも云つべし。あなたふとの石経功德や。たふとむべし信ずべし。

文化十二年亥三月

し。細密に心を用度ことなり。

○山門に何月何日放生会と高札を立てることも間々見受る事也。放生を諸人に勸因とはなるべけれども、前にもいふ通、放生会といふことあるゆゑにとりて、売人もあれば此所に心を用なば高札にて諸人を誘導こともいかならん。放生の志有程の人は、何に付ても細に心を用べきこと也。

二季の彼岸盆中などは、繁昌の所柄にてははなし鳥を売にも来事有ば放生会あるゆゑに、魚鳥のくるしみのたねとはなれ共、世の中の有様は是非もなきこと、心得、ただ一旦の危急を救事を心にかけて放生をなすべし。人の心と違て何月某の日大赦放生ともしらす。桶籠の中に、今もしれぬ一命とくるしみ思は魚鳥の情なれば、何にも手早く大海大川山野叢林へ放て後、回向式は略すべからず。

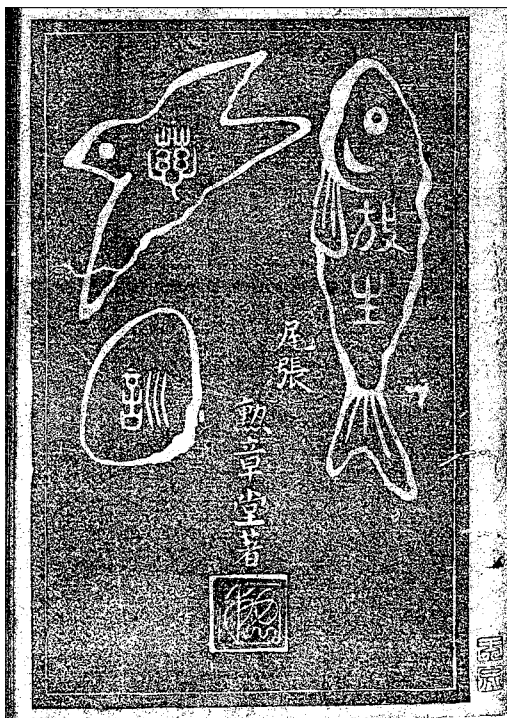
追加

貧なるものは放生の志も立がたきやうにも思へし。買求ての放生の力及かたきは、大道を行にも小き虫はふみはせぬか。又小虫も見当なば、人のふむ氣遣無所へやりて救べし。其外日々の心掛には、人に大義はかけぬ様になしうれ

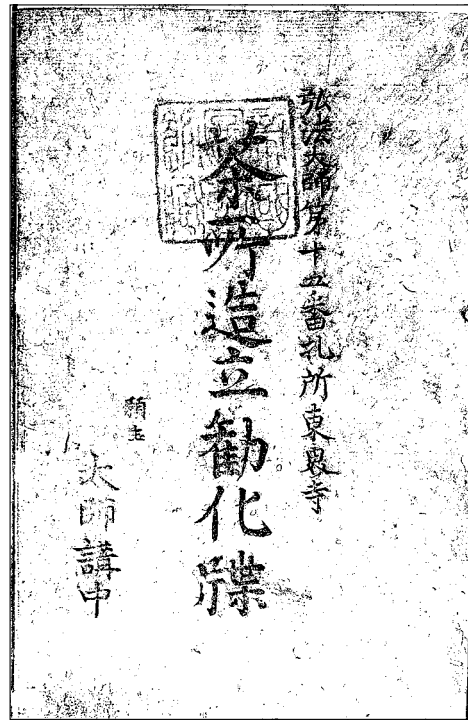
しや、けふも人にはらはたせなんだなど悦樂、魚鳥青物一切の食物も毎々回向の観念し時々心に心をつくしなば、実情仏天に通、放生に財宝を用身ともなるべし。此心得は放生を心にかける程のものは常に勤事なれども、財に乏もの、千萬人の中には歎ものもあらんかと。紙の余に誌置者也。

文化丙子年 尾張

蔵板



十、弘法大師第十五番札所東界寺茶所造立勸化牒



弘法大師第十五番札所東界寺

茶所造立勸化牒

願主

大師講中

弘法大師の靈驗あらたなることは、普く世にしる所也。さり

名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

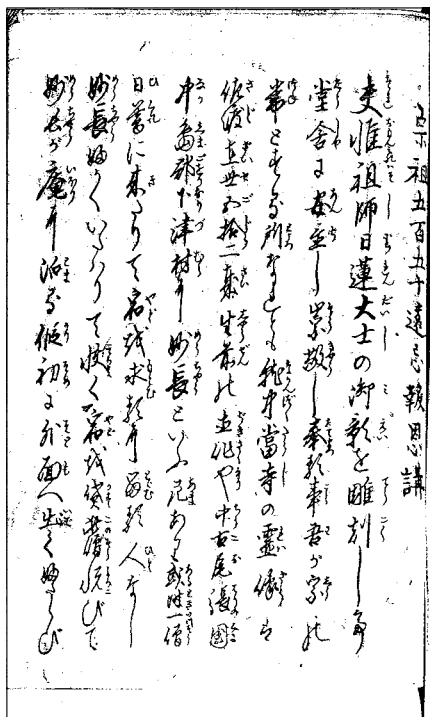
ながら四国の靈場にあゆみをはこぶことの難きを歎て、いたづらに経ること多年なり。時哉我が輩幸に、この府下に廿一ヶの巡拝所をまうけてより有信のやう日やまし。参詣の人々さかん也。此廿一ヶ所を三年三月巡拝す。これは凡四国八十八ヶ所巡拝の行程にあたり。しかし、彼国々の難路にくらぶれば、万が一にも及びがたけれども、聊辺路の志を遂るもの也。しかるに第十五番の札所出来町東界密寺は、市町相へたゝりて参詣のたよりよろしからねは、彼寺に一字の茶所を建立し、参詣の人の労をやすめ、寒暑の苦を救はんとす。ふして願はくは、十方有信の善男女おのゝ志を同うし、物の多少によらず一紙半銭の宝財を擲ち、はやく造立成就せしめよ。永く退転なく参詣の人の渴をうるほさは、何の功德か是にまさらんや。仍屢勸進の旨趣をのへて広く衆生に示すことしかり。

名古屋 初発

大師講中述

文政三辰年三月

十一、宗祖五百五十遠忌報恩講



宗祖五百五十遠忌報恩講

夫惟、祖師日蓮大士の御影を雕刻して堂舎に安置し崇敬し奉る事、吾が宗の常とする所なれとも、就中當寺の靈像は佐渡在世五拾二歳生前の直作也。中古尾張國中島郡下津村に妙長といふ尼あり。或時一僧、日暮に来たりて宿を求るに、留る人なし。妙長ふかくいたはりて快く宿を貸、此僧悦びて妙長が庵に泊る。仮初に外面へ出てふたゝび帰らす。怪しみて尋

れとも往方を不知。跡に行脚の笈を貽す。其中に此靈像を蔵。是即蓮祖の御影なれば、最前の旅僧は祖師の化現なるべしと。妙長随喜感嘆して持仏堂に移し奉り、頓て一字を建立して妙長寺と名付く。此時人皆御堂と称す。たま〜火災に遭時は、御影みづから飛給ひて樹下に安穩なり。盜賊奪ふて往けば、竟夜堂を遶りて去事を不得。其外靈驗記すに違あらず。諸人の祈願を感応まします事、響の声に応ずるがことし。其後、清須に遷り、名古屋に転じ妙長を山号となして照遠寺と称す。されは世上に神仏の徳をもてはやす事一旦にして、其賑ひ程なく止め。唯此尊像のみ春過夏闌秋暮冬来れとも、驗応あらたにして古今間断なし。是併願望成就利益無窮の證なり。御書に曰。云事後に合へはこそ人も信ずれ。斯只書置なばこそ未来の人も智ありとは知るべけれ。乃至吾身輕けれども、法は重ければ、かならず弘まるべし。法花經弘まるならば屍却て重かるべし。屍重くなるならば、此かばねには利生あるべし。利生あるならば今の八幡大菩薩といはるゝやうに祝ふべしと云々。情思ふに、當寺の尊像は此御書のおもむきに符合せり。宗門の面々はいふに不及、他宗講法の輩

まで渴仰の首を傾けて帰依の誠を竭す。然に御兼作、文永十年癸酉の年より相伝り星霜やうやく相積り、来ル巳の年に至りて既に五百五拾年におよべり。竊に案ずるに、我が身をはじめ老人の男女は、元祖御入滅の五百五拾遠忌に値遇せん事はかりがたし。予幸に現住たり。ねんずらく報恩のため大衆を集め妙法花経を誦誦し法味にさゝげん事を希ふ。雖尔元來貧匱にして自力に叶がたし。因茲今度自他篤信の檀越をすめ、信心施入の助力をもつて、来ル巳年三月八日より十七日まで十日之間、法花経千部音楽児大法会勤修せん事を恠者なり。伏願は長幼男女の隔なく、貴賤賢愚の差別なく、異躰同心に志を上げみ、不背の大願満せしめ給へと云爾。南無妙法蓮華経

文政三^{庚辰} 五月吉辰

妙長山照遠寺

現住日諦敬誌

一 御法事一日惣御施主

金拾五両也

一 御経百部
大衆供養之御施主

金拾両也

右者<sup>御志之精靈別法事
御願望之趣意別祈祷</sup>相勤説法之御諷誦文奉上候事

名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

一 御経五拾部之御施主 銀貳百五拾匁也

右者<sup>御志之精靈附法事
御願望之趣意別祈祷</sup>相勤諷誦文奉上候事

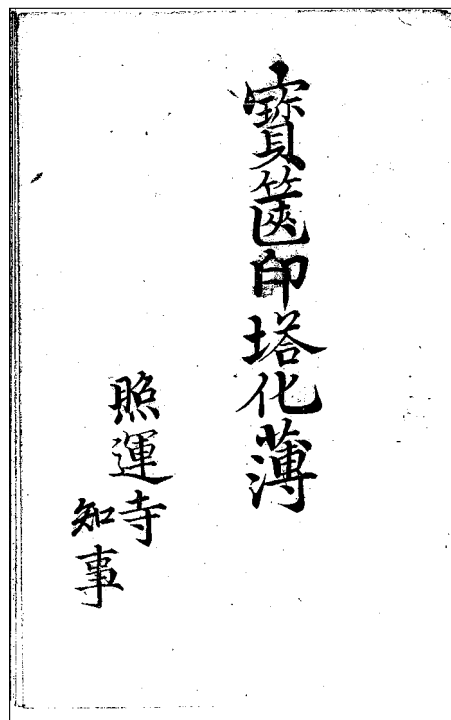
一 御経壹部之御施主 銀五匁也

一 御法事一日
大衆供養料之御施主 銀百匁也

右宗祖大士御法事之儀、百人之大衆を集修行仕候事故、御国中之僧衆計にては大衆難相揃。依之京都并近国より相頼候二付、御布施諸雑用等多分之儀御座候得は、拙僧自力は不足申、自檀施入にて中々行届不申候間、何卒格別之御信心を以千部御経料御施入被下候様奉頼候。付而者講中衆且方参上相願可申候間、厚御相談被下格別之御施入奉頼候。誠に宗祖御遠忌相勤候事、一代稀成儀、殊には妙法広布、宗祖大菩薩御利益倍增御報恩之為何卒千部大法会古例之如く成就いたし度懲丹誠、伏て希所也。猶不行届儀等は異躰同心に御心添られ、御信心之御方々御勧め被下、賑々鋪相勤候様御取持是亦奉頼候。付て者御経部数多少によらず御施入之御方々、御志之法名は不足申并願望等御座候、御方は其趣意御姓名とも委敷御記、来巳の正月中に御差出し可被下候。然上は今般、新に祖師御宝前に宝塔を造立いたし、其内へ法花経壹部を相

納、御経之裏に右戒名并願望之志趣を相認、御宝前に居置、千部中は不及申、永代毎月十二日十三日、終日御経誦誦唱題無懈怠御回向御祈祷相勤可申候。已上。

十二、宝篋印塔化簿

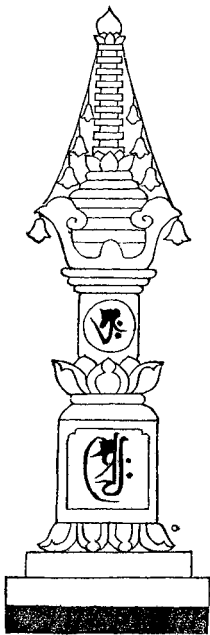


宝篋印塔化簿

照運寺

知事

高サ壹丈五尺



宝篋印塔を建立する化帳のはし書

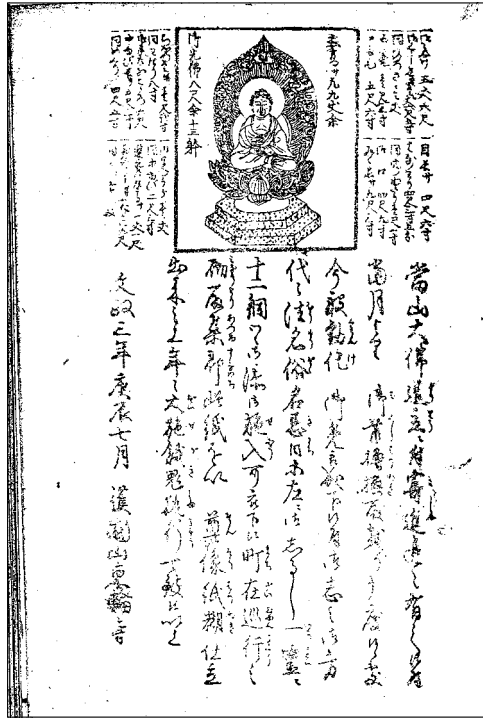
仏の玉はく。この宝篋印塔の中には、一切如来のあらゆる功德のあつまれる処なれば、大神驗有て一切世間の吉慶として満せずといふ事なし。よりて一香一花を捧て供養し奉れば、八十億劫生死の罪をほろぼすと。甚深広大の利益を説き玉へは、昔より人々の見聞し玉へるが如く、国々處々、此宝塔のあらざるはなし。されば、古山氏慧周禪尼、ふかく信じたまひ、予が寺の前に、この宝塔を建立せばやと発願せらる。もつともそのいはれあり。しかれども、一人にては力およびがたければ、あまねく信心の人々へのつり、多少にはよらず。御志しをねがひ、十方施主の浄財をつもりなば、つひに宝塔も成就し侍りなんか。ねがはくは宝篋印陀羅尼、ならびに有縁無縁の戒名を書写して納め玉へ。この功德をもて、諸人と共に現世にてはあらゆる災殃をまぬかれ、未来は仏のみもとに生れなん事は、経中に説たまへるが如く。疑ひあるべからじと。法の道にいさみたまふ事のゆゑしければ、筆をとりて共に力をたすけ侍るものなり。

文政三辰とし夏の末

東寺町

照運見住全牛しるす

十三、尾州東輪寺大仏造立帳



御光仏八尺余十三躰

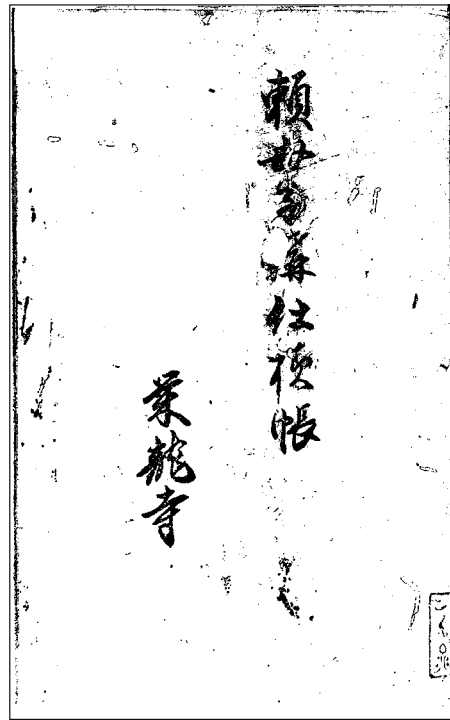
- 一 壹尺貳寸 一 壹丈
- 一 八寸 一 二尺三寸
- 一 六尺 一 一丈一尺
- 一 五尺三寸 一 九尺
- 一 四尺五寸 一

當山大仏造立に付、寄進追々有之候付、當月より御首櫓□取懸り申度候處、今般勸化御免被成下候付、御志は御方代々法名俗名忌日等左に御しるし、一靈に十二鯛つゝ御添御施入可被下候。町在巡行の砌取集、即此紙を以尊像紙□仕立出来の上、年々大施餓鬼執行可致候。以上。

文政三年庚辰七月 護国山東輪寺

- 一 御□サ 五丈六尺 一目長サ 四尺六寸
 - 一 丈六尺五寸 一 はなノわく 四尺三寸五分
 - 一 壹丈 一同穴ノ□たり 壹尺八寸
 - 一 壹尺三寸 一 御□ 四尺九寸
 - 一 五尺六寸 一 みゝ長サ 九尺三寸
- 高サ凡九丈余

十四、頼母子講仕様帳



頼母子講仕様帳

栄龍寺

一人數式千百人、講会之儀は老年に兩度ツ、三ヶ年半都合七会に致満講候事。

一掛金之儀は、会毎に金壹分ツ、御掛ケ可被下候。

一会日鬮當り之御方様えは、金子渡方。

名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

左之通

一壹人目 金式拾五兩

一五人目毎 金壹兩ツ、

一拾人目毎 金式兩ツ、

一五拾人目毎 金五兩ツ、

一百人目毎 金拾兩ツ、

一平鬮毎 金式分ツ、

一三百人目 金五拾兩

右之通相渡可申事。

一五兩 拾兩 式拾五兩 五拾兩

右鬮當り之御方、掛金満講迄預り可申事。

一金式兩當りは、三分預り可申事。

一金壹兩當りは、壹分預り可申事。

一當日鬮相當り申候札は、當会相除可申事。

一会日掛金不參之御方様は、鬮除可申事。

一満講迄鬮一度も當り不申候、御方様えは金七百兩之割合を

以割戻シ可申事。

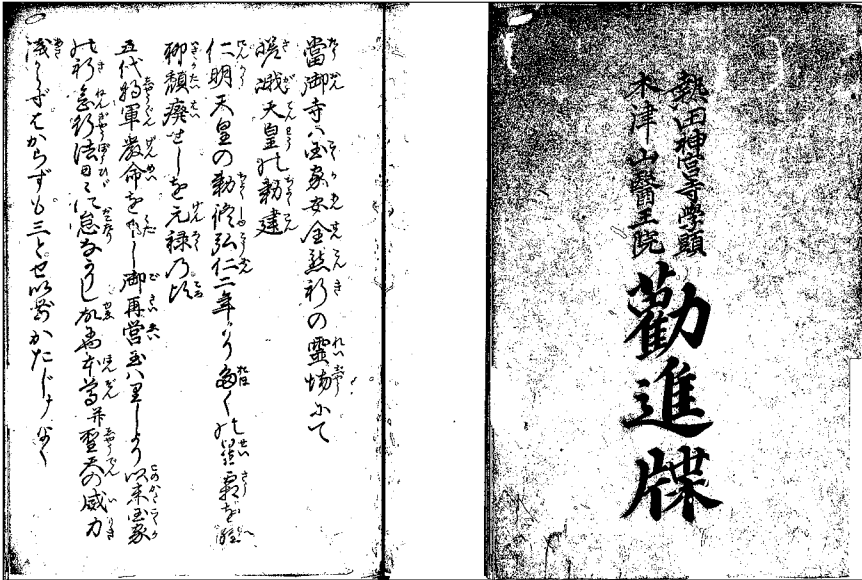
一平鬮壹度當り候御方えは、金式百兩を以割戻シ可申候事。

一 会日御出席之御方様へは、御茶漬差上可申候事。

文政五年

午正月

十五、熱田神宮寺学頭木津山医王院勸進牒



熱田神宮寺学頭 勸進牒
木津山医王院

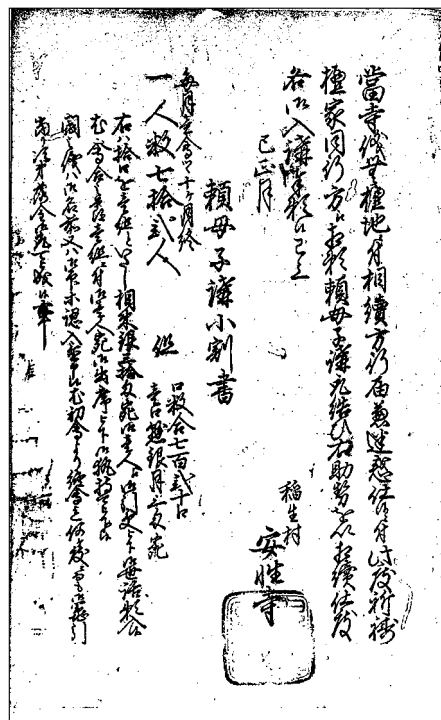
當御寺は国家安全懇祈の靈場にて、嵯峨天皇の勅建、仁明天皇の勅修、弘仁二年より多くの星霜を経、聊頗廢せしを、元祿の頃、五代將軍嚴命を下し、御再宮玉はりしより以来、国家の祈念行法日々に怠なかりし故にや。本尊并聖天の威力浅からず。はからずも三とせ以前、かたじけなく邦君の御祈願所御寺になし下され、法燈弥光輝を増し、猶も殿堂造営のため淨財を下し賜り、剩御領分中貴となく賤となく、勸化の国命を出されたれば、此に附て淨財寄附の人々は其名を簿册に記し、萬代不朽に日夜加念せしめ、仏天の本誓に任せ、子孫繁榮して一切の病難を遁れ、諸の災を除て萬の幸福、如意満足ならしめんとしか云。

文政八年乙酉四月吉辰

熱田神宮寺学頭

木津山医王院

十六、稻生村安性寺頼母子講小割書



當寺儀無檀地に付、相統方行届兼迷惑仕候に付、此度祈禱檀

家同行方え相頼頼母子講取結び、右助勢を以相統仕度、各御

入講奉頼候、已上、 稻生村

巳正月

安性寺

頼母子講小割書

毎月巻会ツ、十ヶ月終

一人數七拾式人

但 口數合七百五十口
巷口懸銀月三匁口

右は拾口を壹組といたし相束、銀三拾匁宛御壹人え御引

受被下、御世話頼入候

尤会合之節、壹組に付御壹人宛御出席被下御執持可被下

候

鬮之儀は御名前又は御印等認入置申候、尤初会より終会

迄何ヶ度にてても、御鬮引當り次第、落金御取可被成候事

一会毎に七百式拾本之内、七十式本宛左之通落金に御座候

○一壹鬮

壹本

落金貳両終会迄之懸銀預り残金
渡し満会戻り金なし

一五、 壹本

落金壹歩満会戻り金なし

一十、 壹本

同断

一十五、 壹本

同断

一二十、 壹本

同断

一二十五、 壹本

同断

一三十、 壹本

同断

一三十五、 壹本

同断

一四十、 壹本

同断

一四十五、 壹本

同断

○一五十、 壹本

落金壹両終会迄之懸銀預り残金
渡し満会戻り金なし

一五十五、 壹本 落金壹歩満会戻り金なし

一六十、 壹本 同断

一六十五、 壹本 同断

一七十、 壹本 同断

○一七十壹、 壹本 落金壹両終会迄之懸銀預り残金
渡し満会戻り金なし

○一七十貳、 壹本 落金拾両右同断
内金貳歩雜用御助勢被下候

一惣間た鬮五拾五本 落銀三匁宛満会迄四度已上落鬮有之
候御方は割戻し金なし

壹会

×落鬮七拾式本

一拾会分落鬮×七百式拾本

内節×初会より終会迄×百七拾本

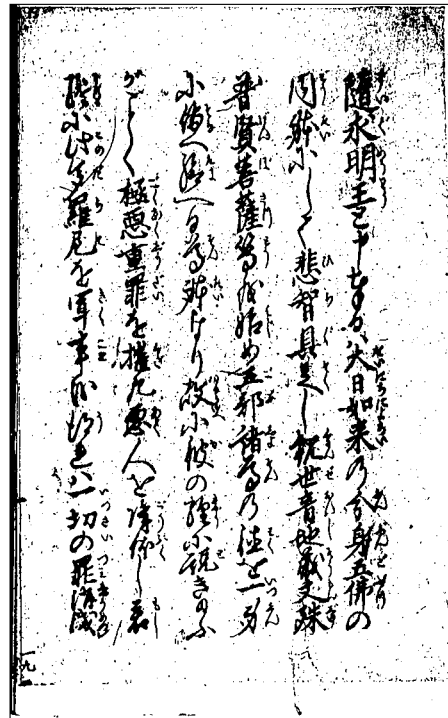
残り五百五拾本、間た鬮割戻し之分左之通、

間た鬮壹度落、式度落、三度落之御方は、其落銀を差

次、無取之御方同様に割戻し申候、此金三拾両也

猶以、会日已前に懸銀御差出し無之御方は、鬮相除き申候

十七、大随求明王由来記



随求明王と申奉るは大日如来の分身五仏同躰にして悲智具足し、観世音、地藏、文殊、普賢菩薩等を始め、五部諸尊の徳を一身に備へ給へる尊躰なり。故に彼の經に説き給ふがごとく極悪重罪を灌き悪人を降伏し、若くは此陀羅尼を聞事を得れば、一切の罪消滅、一切の病苦等を解脱し、来世には心にしたがつて善所に生る事疑なし。或は此陀羅尼を帶し、又は首にかけて諸願を祈れば所願皆満足せしめ給ふ。四天王を

名古屋の寺院に関する木版資料について(十二)

始、諸天、善神、陀羅尼所持の人を昼夜守護し給ふとなり、若女人子を求れば、子を得せうしめ懐胎安穩に、其子また無病延寿なり。此咒を誦持し所持する人は、火で焼ことを得ず、水も没せず、刀毒、怨敵等の災難を消除せしめ給ふ事疑なし。若亡靈の為に墓所に納むれば、皆浄土に往生し又善所に生ること、伊豆の五郎太夫が袈裟の縁起の如し。死人あらは、死躰に添へて納むへし。但し、火葬ならば沐浴の時取置て、後に骨と共に墓におさむへし。此守火に焼へからず。
焼は越法の罪ありと説給へり其外無縁の為に大海に流すも大なる功德なり。又極楽往生を願ふ人、此尊を信すれば、決定して臨終正念に往生せしめ給ふ事疑なし。此陀羅尼の功德委くは經文の如し。
 九牛の一毛結縁の為に誌し施すものなり。

大随求明王随心真言

おん。ばらく。さんばらく。いんぢりや。び
 じゆだねい。んん。ろ、しやれい。そわか。

此陀羅尼真言の師に授りて唱へし。しから
 されは越法の罪あるへし。

天保むつのとし

八事山印施